

公益社団法人西日本不動産流通機構会員名簿

(令和7年3月31日現在)

| | 正会員名称 | 所在地 | 準会員数 |
|----|---------------------|--------------------------------|-------|
| 1 | 公益社団法人鳥取県宅地建物取引業協会 | 鳥取県鳥取市川端2-125 鳥取県不動産会館 | 304 |
| 2 | 公益社団法人島根県宅地建物取引業協会 | 島根県松江市寺町210-1 島根県不動産会館 | 308 |
| 3 | 公益社団法人岡山県宅地建物取引業協会 | 岡山県岡山市北区駅前町2-5-28 岡山県宅建会館 | 1,346 |
| 4 | 公益社団法人広島県宅地建物取引業協会 | 広島県広島市中区昭和町11-5 広島県不動産会館 | 2,508 |
| 5 | 公益社団法人山口県宅地建物取引業協会 | 山口県山口市小郡黄金町5-16 山口県不動産会館 | 839 |
| 6 | 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会 | 徳島県徳島市万代町5-1-5 徳島県不動産会館 | 632 |
| 7 | 公益社団法人香川県宅地建物取引業協会 | 香川県高松市松福町1-10-5 香川県不動産会館 | 976 |
| 8 | 公益社団法人愛媛県宅地建物取引業協会 | 愛媛県松山市平和通6-5-1 愛媛県不動産会館 | 958 |
| 9 | 公益社団法人高知県宅地建物取引業協会 | 高知県高知市上町1-9-1 高知県宅建会館 | 511 |
| 10 | 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会 | 福岡県福岡市東区馬出1-13-10 福岡県不動産会館 | 5,636 |
| 11 | 公益社団法人佐賀県宅地建物取引業協会 | 佐賀県佐賀市神野東4-1-10 佐賀県不動産会館 | 479 |
| 12 | 公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会 | 長崎県長崎市目覚町3-19 長崎県不動産会館 | 882 |
| 13 | 公益社団法人熊本県宅地建物取引業協会 | 熊本県熊本市中央区水前寺6-1-31 熊本県不動産会館 | 1,605 |
| 14 | 公益社団法人大分県宅地建物取引業協会 | 大分県大分市顕徳町2-4-15 大分県不動産会館 | 819 |
| 15 | 一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会 | 宮崎県宮崎市潮見町20-1 宮崎県不動産会館 | 827 |
| 16 | 公益社団法人鹿児島県宅地建物取引業協会 | 鹿児島県鹿児島市上之園町24-4 鹿児島県不動産会館 | 1,461 |
| 17 | 公益社団法人沖縄県宅地建物取引業協会 | 沖縄県那覇市泉崎1-12-7 沖縄県不動産会館 | 1,606 |
| 18 | 公益社団法人全日本不動産協会 | 東京都千代田区紀尾井町3-30 全日会館 | 5,334 |
| 19 | 一般社団法人不動産流通経営協会 | 東京都港区虎ノ門3-25-2 虎ノ門E Sビル | 137 |

27,168

【定款】

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した西日本地区にある宅地建物取引業者で構成する団体及び西日本地区に地方本部又は支部などを置く全国単位の宅地建物取引業者で構成する団体
 - (2) 準会員 前号の団体に所属する西日本地区に事務所を置く宅地建物取引業者
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
- 3 団体である正会員は、この法人に対してその権利を行使する者（以下「指定代表者」という。）1名を定め、会長に届け出なければならない。又、これを変更したときも同様とする。